

質問内容	準耐火建築物（ロ準耐1）の耐火構造外壁としてアスロックを使用した場合の、下地鋼材類への耐火被覆は必要ですか。
弊社見解	下地鋼材類（柱、梁、下地鋼材、開口補強材、等）には耐火上有効な措置が必要で、具体的内容は「昭41住指発第59号」の仕様に従うこととし、下地鋼材類の厚みによっては吹付けロックウール等の措置が必要です。
見解理由	<p>『建築物の防火避難規定の解説 2012』には、「準耐火建築物（ロ準耐1）の耐火構造の外壁を支持する部材の構造」として、「耐火構造の非耐力壁は、内部火災による倒壊防止のため、外壁等を支持する軸組等が鋼材の場合は、耐火上有効な措置を講じてあること。」と記載されています。</p> <p style="text-align: center;">『建築物の防火避難規定の解説 2012』の 「準耐火建築物（ロ準耐1）の耐火構造の外壁を支持する部材の構造」</p> <p>（主文） ロ準耐1（外壁耐火の準耐火構造）において、耐火構造の外壁は、原則として次のいずれかによるものとする。</p> <p>① 耐火構造の壁（耐力壁）ーコンクリートブロック造等 ② 耐火構造の非耐力壁で、内部火災による倒壊防止のため、次の措置を講じたものであること。ただし、おおむね階数が2以下の一戸建住宅程度の建築物で、内装材料による被覆効果等を期待できるものについては、ロ. を除くものとする。</p> <p>イ. 外壁等を支持する軸組等は不燃材料で造られていること。 ロ. 外壁等を支持する軸組等が鋼材の場合は、耐火上有効な措置を講じてあること。 ハ. 外壁等を支持する軸組等への取付方法が、火災時の脱落防止を考慮したものであること。</p> <p>（解説） 外壁を耐火構造とした準耐火建築物（ロ準耐1）は、外壁をRC造やブロック造などとし、内部の柱・梁等を木造等とした建築物で、外部からの延焼を防ぐとともに、内部火災によっても外壁が倒壊せずに燃え残ること（すなわち、自立する構造であること。）を想定している。 従って、外壁は、内部火災に対する耐火性能も有することが必要と考えられ、非耐力壁の場合は、骨組み等に鋼材等の不燃材料を使用し、さらに耐火被覆等の措置を講ずる必要がある。</p> <p>この中で、耐火上有効な措置の具体的内容は、「耐火パネルを支持する下地の構造（外壁）」に記載の「昭41住指発第59号」の仕様に従うのが妥当で、下地鋼材類の厚みによっては吹付けロックウール等が必要です。また、非耐力壁は倒壊防止のために柱や梁に頼っているため、骨組み等には柱と梁も含まれると判断できます。</p> <p style="text-align: center;">「昭和41年2月3日住指発第59号」耐火構造の指定について</p> <p>2. 外壁（非耐力壁）において耐火パネルを接合するための方立、無目等の金属製の枠組は、次のイ又はロに適合すること。 （イ）延焼のおそれのある部分にあっては厚さ1mm以上の鋼材、厚さ2mm以上のアルミニウム材又は厚さ5mm以上の石綿スレート、石綿パーライト板、吹付岩綿等の不燃材料で造られた層を4層以上重ねたもの。（以下省略）</p> <p>3. 外壁（非耐力壁）において延焼のおそれのある部分にあっては、耐火パネルを支持するための金属製取り付け金具は、鋼材で造らなければならない。ただし、他の材料で造られたものであっても、耐火上有効に被覆した場合はこの限りでない。</p> <p>以上から、柱や梁の厚みが不明な場合は吹付けロックウール等の措置を講ずる必要がありますが、下地鋼材類の厚みが4mm以上の場合は耐火被覆が不要と判断できます。</p>
ご注意	上記の見解は、防火材料等の認定や運用に係わる質問に対して、当社が認識している内容を回答例として示したもので、建築基準法および関連法規への適合性を保証するものではありません。また、建物内における火災の強弱の影響は考慮していませんので、基本的には確認検査機関等の判断に従ってください。
担当部署	 <p style="text-align: right;">株式会社ノザワ 建設技術部 神戸市中央区浪花町15番地 support@nozawa-kobe.co.jp</p>

